

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町公民館条例 第7条		
例規番号	昭和55年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び大河原町公民館管理規則第8条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 教育長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、町の事業として使用する場合を除き、別表(2)の使用料については減免を行わない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合及びその減免の割合は、別表のとおりとする。</p> <p>2 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(様式第5号)により館長に申請しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日